

北海道・札幌市「GX 金融・資産運用特区」における要望 「再エネ導入に係る環境アセスにおける地域セントラル方式の導入」についての環境省の意見①

- 2030年46%削減、2050年CNに向け、主力電源として再エネの最大限の導入が必要。
環境省としても、2030年エネルギーミックスの達成に向け24GWの導入促進の役割を担っており、その遂行に取り組んでいる。
- 北海道は再エネのポテンシャルが豊富であり、提案の趣旨を踏まえ、それを活かしていくことが必要。

(環境アセスメント制度)

- 環境アセスメント制度は、環境影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、自らの事業の環境影響について、調査・予測・評価を行い、その結果を公表して意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を検討・策定するための制度。

(洋上風力)

- 洋上風力の促進区域等の設定に当たって国が環境調査を行うこと等を内容とする法案を今国会に提出している。
- 洋上風力については、事業者選定前に同一海域で複数事業者が環境アセスメントを開始するという社会的な混乱が生じている。洋上については、均質な海面が広がることから、事業計画による環境調査の方法の差異がほとんどない。領海の促進区域設定＝事業実施区域の設定という洋上風力手続の特性も踏まえ、法案においては、促進区域設定に当たっての環境調査を国が行い、これに伴い事業者のアセスの配慮書・方法書手続を適用除外する仕組みとしている。

(地球温暖化対策推進法の再エネ促進区域)

- 地球温暖化対策推進法(温対法)において、市町村が再エネ促進区域を自らの計画に位置づけ、適合する事業を認定する仕組みが、2022年4月から施行されている。地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する地域共生型の再エネを推進するもの。
- 市町村の促進区域に当たって、都道府県が環境配慮基準を定めた場合は、認定事業についてアセス法の配慮書手続を省略できることとなっている。

※配慮書手続:事業計画段階における立地等に係る環境配慮を検討する手続

- なお、今国会提出の温対法改正案において、再エネ促進区域等について都道府県及び市町村が共同して定めることができるという改正を盛り込んでいる。
- 以下、道の提案について、温対法の促進区域の仕組みの中でどう実現できるか、検討する。

北海道・札幌市「GX 金融・資産運用特区」における要望 「再エネ導入に係る環境アセスにおける地域セントラル方式の導入」についての環境省の意見②

(陸上の風力発電・太陽光発電)

○温対法の促進区域に関する特区における特例として、配慮書手続のみならず、方法書手続まで適用除外できる仕組みを導入するためには、提案の特区における環境調査地区を設定する「再エネ導入推進計画(仮称)」について、以下の条件が必要。

※方法書手続:環境影響評価の評価項目・手法を選定する手続

①個別具体の事業計画の策定

- ・陸上は、地形、植生、生物、住居、施設等の様々な要素がモザイク状に分布するため、個別具体の事業計画に基づき、環境影響の調査・予測・評価が行われることが必要。
- ・このため、環境調査実施前の「再エネ導入推進計画(仮称)」において、調査地区指定とともに、具体的な事業計画が策定されることが必要。

②北海道による環境調査の実施

- ・環境アセスの手続においては、方法書に対し、市町村長の意見を聴いて都道府県知事が意見を出す仕組みとなっている。道の要望において、想定されるニーズが複数市町村にまたがる広域的な地域であること等も踏まえ、市町村の意見を聴いて北海道が環境調査を実施する仕組みとすることが必要。
- また、環境調査の終了後、アセスの適用除外を受ける事業者を決定するための手続が必要となる。
- なお、規制改革実施計画において、陸上風力発電について、「立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る」とされていることを踏まえ、陸上風力の円滑な導入に向けた環境アセス制度の見直しについて検討を行っている。

参 考

● 環境アセスメント制度の目的・意義

- 開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業計画の内容を決めるに当たり、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についても同時に検討することが重要。
- 環境アセスメント制度とは、事業者が、自らの事業の環境影響について、調査・予測・評価を行うことで、環境保全の観点からより良い事業計画を検討・策定するための制度。
- 事業者は、環境影響評価法で定められた手続きに基づき、各図書の作成、国及び都道府県知事等の意見聴取、国民の意見聴取等を行い、事業計画を検討する。

● 環境アセスメントの実施者

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、自らの責任で事業の実施に伴う環境への影響について検討することが適当であることから、環境アセスメントは、事業者自身が実施することとしている。
- 事業者が事業計画を検討する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を行うとともに環境保全対策の検討を行うことで、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映することができる。

環境影響評価法における環境アセスメントの対象事業



事業種	第1種規模要件 (必ず環境影響評価を行う事業)	第2種規模要件 (環境影響評価の必要性を個別に判断する事業)
1. 道路	高速国道:全て、一般国道:4車線・10km 等	一般国道:4車線・7.5km 等
2. 河川	ダム:湛水面積100ha 等	ダム:湛水面積75ha 等
3. 鉄道	新幹線:全て、鉄道:10km 等	鉄道:7.5km 等
4. 飛行場	滑走路長2,500m	滑走路長1,875m
5. 発電所	水力: 3万kW、火力:15万kW、地熱: 1万kW、 風力: 5万kW(*1)、太陽光: 4万kW(*2)、原子力:全 て	水力:2.25万kW以上 3万kW未満、火力:11.25万 kW以上15万kW未満、地熱:7500kW以上 1万kW 未満、風力: 3万7500kW以上 5万kW未満、太陽 光: 3万kW以上 4万kW未満
6. 廃棄物最終処分場	面積30ha	面積25ha
7. 埋立・干拓	面積50ha	面積40ha
8. 土地区画整理事業	面積100ha	面積75ha
9. 新住宅市街地開発事業	面積100ha	面積75ha
10. 工業団地造成事業	面積100ha	面積75ha
11. 新都市基盤整備事業	面積100ha	面積75ha
12. 流通業務団地整備事業	面積100ha	面積75ha
13. 宅地の造成の事業(*3)	面積100ha	面積75ha
○港湾計画(*4)	埋立等面積合計300ha	

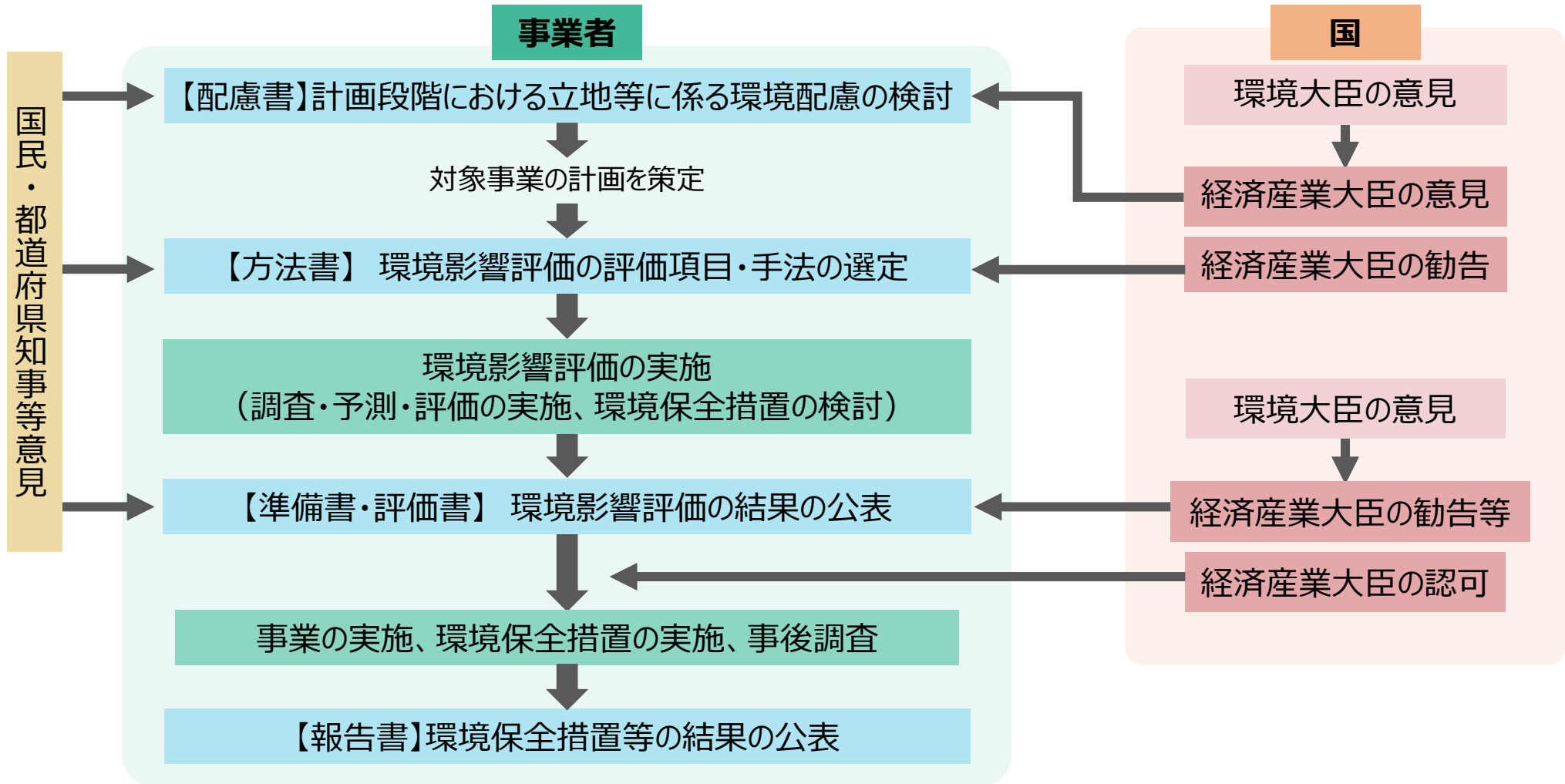
*1:「風力」の環境影響評価の対象となる事業規模について、2021年10月に「1万kW」から「5万kW」に引き上げた。

*2:「太陽光」について、2020年4月から環境影響評価の対象とした。

*3:「宅地」には工場用地等が含まれる。

*4: 港湾は「港湾計画アセス」の対象（事業ではなく、計画についての環境アセスメント）。

発電所に係る環境アセスメント手続のイメージ



海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案



背景・必要性

○我が国における2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。

○2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げており、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下、「再エネ海域利用法」という。)に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域(以下、「EEZ」という。)における案件形成に取り組んでいく必要がある。

○こうした中、現在の再エネ海域利用法では、適用対象を「領海及び内水」としており、EEZについての定めはないことから、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。

○また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下、「促進区域」という。)の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する。

【目標・効果】

EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を通じて、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

(KPI)

2030年までに1,000万kW、

2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成

法案の概要

○EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設。

【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】

①経済産業大臣は、自然的条件等が適当である区域について、公告縦覧や関係行政機関との協議を行い、募集区域(仮称)として指定することができる。

②募集区域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案や事業計画の案を提出し、経済産業大臣及び国土交通大臣による仮の地位の付与を受けることができる。

③経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とし、発電事業の実施に必要な協議を行う協議会を組織するものとする。

④経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、設置を許可することができる。

※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止し、募集区域以外の海域においては設置許可は行わない。

○促進区域(領海及び内水)及び募集区域(EEZ)の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする。

領海及び内水（促進区域）の場合

○現行制度の主な課題

- ・複数の事業者が、運転開始までのリードタイムの短縮化等を目指し、事業者選定の前に同一海域で、初期の環境アセス手続（配慮書・方法書手続）を開始。

→地域における混乱、国・地方自治体における審査負担の増大等の課題が発生。

○法案の概要

- ・環境大臣が、促進区域の指定前に、調査方法書の作成、海洋環境等調査（現地調査）を実施し、当該調査結果を踏まえ、経産大臣及び国交大臣が促進区域を指定。
- ・促進区域指定後、選定事業者は、調査方法書・調査結果等を考慮した上で、具体的な事業計画について準備書・評価書手続を実施（配慮書・方法書手続は適用除外）。

→国が、環境に配慮した区域指定を行うための環境調査を実施するとともに、より適切な環境アセス手続とすることで、上記課題を解消する。

配慮書手続：計画段階における立地等に係る環境配慮について検討、方法書手続：環境影響評価の評価項目・手法を選定、準備書・評価書手続：環境影響評価の結果を提示

EEZ（募集区域）の場合

○改正法案の概要

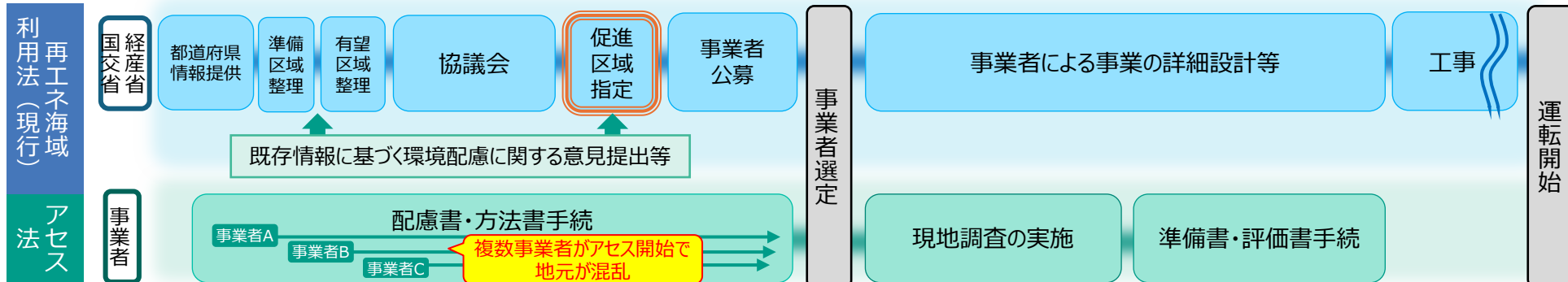
- ・環境大臣が、募集区域の指定前に、海洋環境調査（文献調査）を実施し、当該調査結果を踏まえ、経産大臣が募集区域を指定。
- ・事業者は、募集区域のうち、自ら選択した事業を実施しようとする区域（事業実施区域）において、方法書以降のアセス手続を実施（配慮書手続は適用除外）。

→国が、環境に配慮した区域指定を行うための環境調査を実施するとともに、適切な環境アセス手続を整備する。

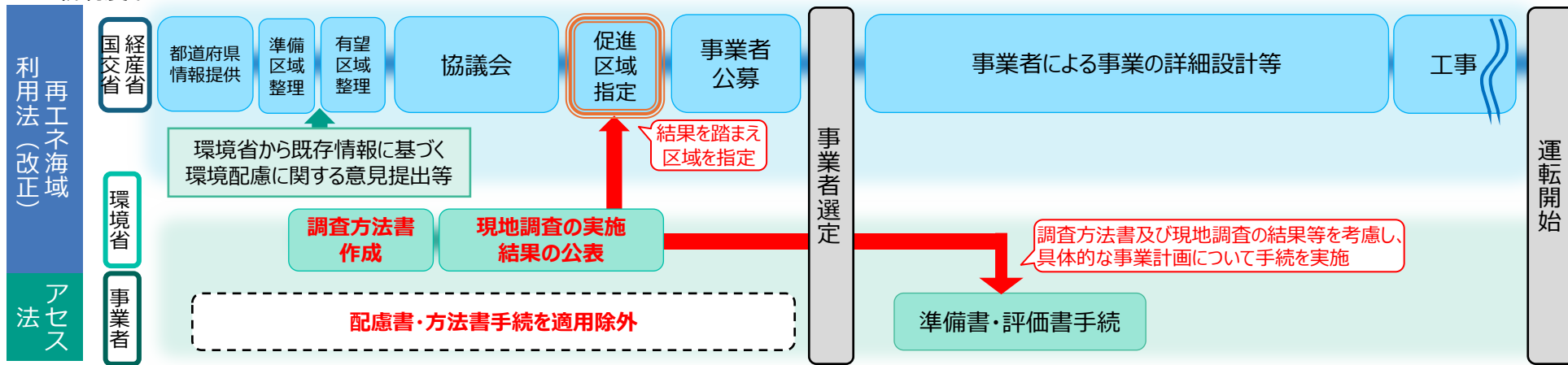
改正再エネ海域利用法による環境配慮イメージ

領海の場合

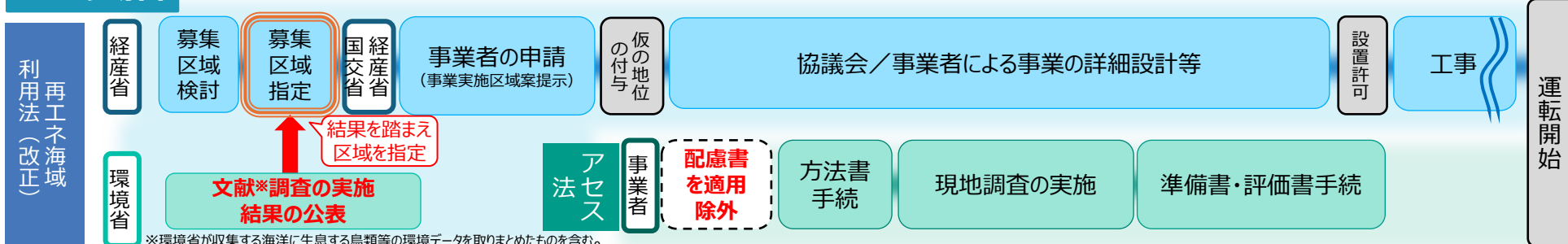
＜現行制度イメージ＞



＜新制度イメージ＞



EEZの場合



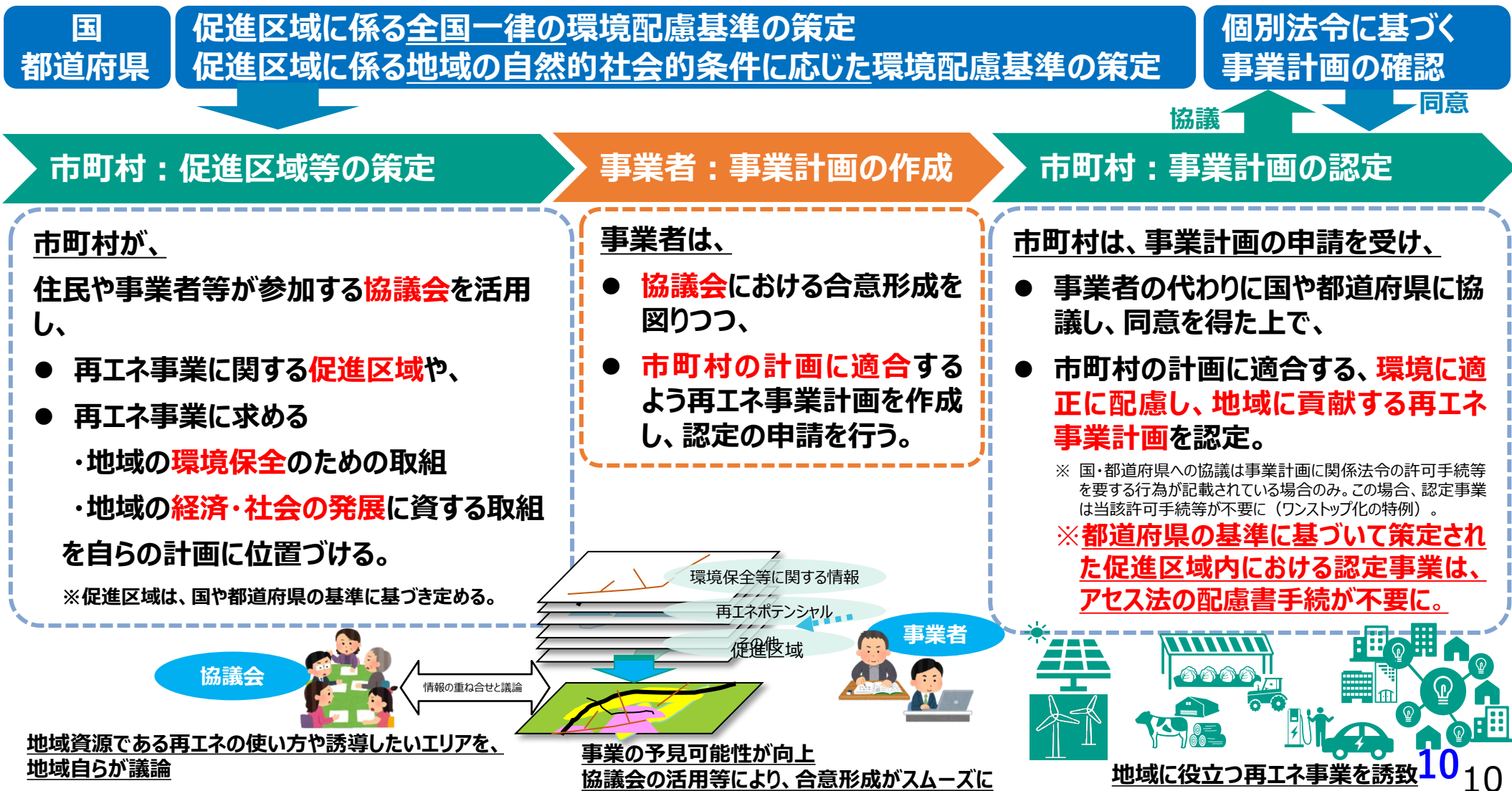
*環境省が収集する海洋に生息する鳥類等の環境データを取りまとめたものを含む。

温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み

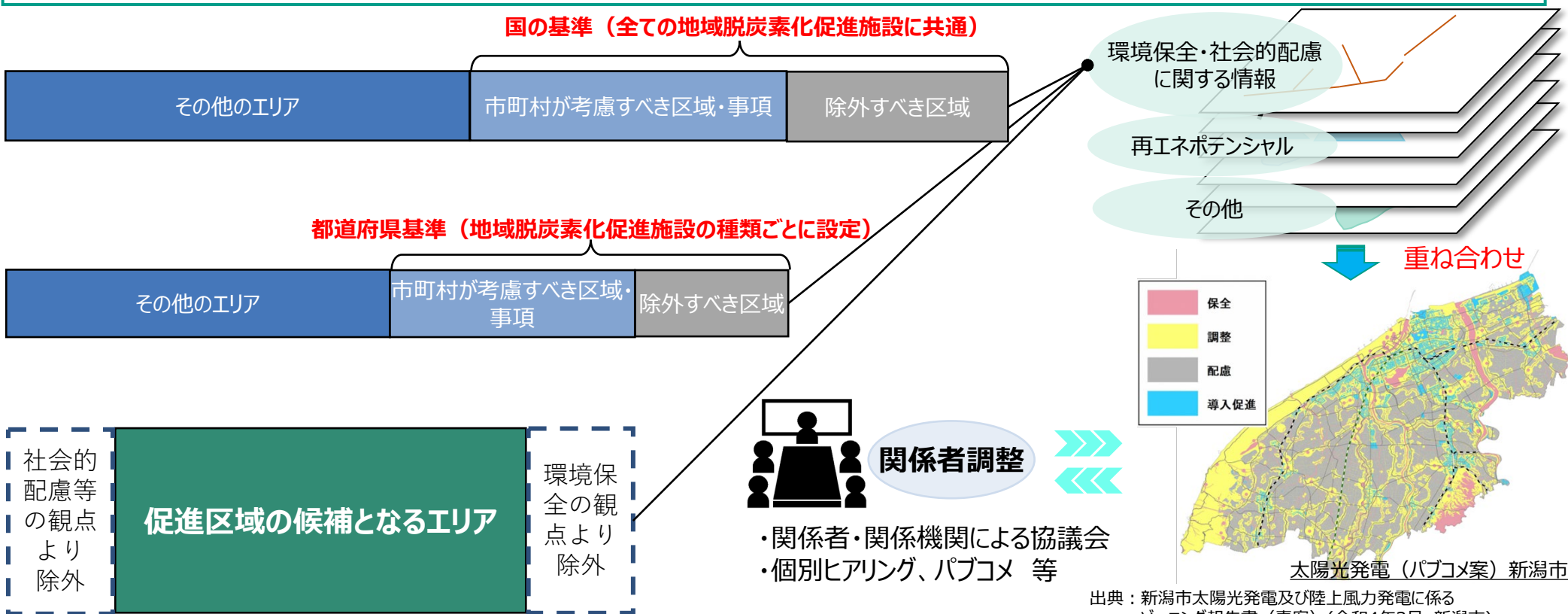


- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

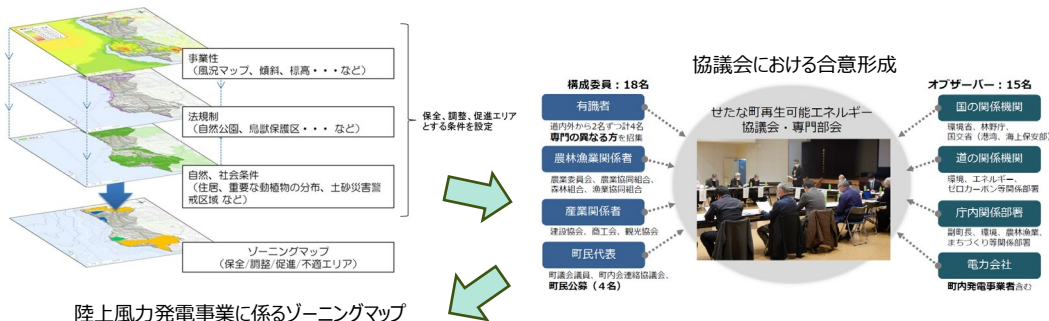
制度全体のイメージ



- 国・都道府県基準、市町村として環境保全・社会的配慮が必要なエリア等を踏まえ、関係機関等との調整の上、**促進区域を設定し、市町村の実行計画に位置づけ**。
- 設定に当たっては、土地利用やインフラのあり方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、**まちづくりの一環として取り組むことが重要**であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**。
- 短・中期的な再エネ導入の観点からは、「**地区・街区指定型**」、「**公有地・公共施設活用型**」、「**事業提案型**」といった促進区域の抽出方法の考え方もあり、状況に応じて検討。



せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図っている。



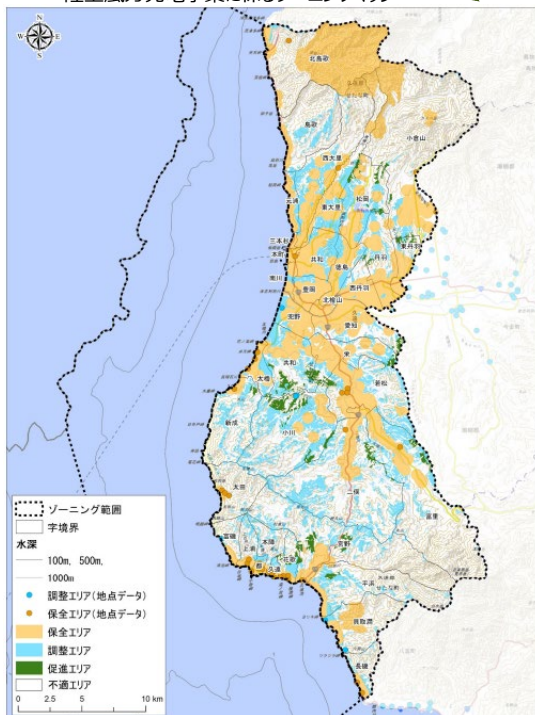
地域脱炭素化促進施設の種類の規模

陸上風力発電事業 350MW程度

地域脱炭素化促進事業の目標

新規運開 5 件 目安約350MW (70MW×5 件)

陸上風力発電事業に係るゾーニングマップ



促進区域

陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- ①「せたな町地域エネルギービジョン」(令和5年2月)に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ② ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車(ローター)直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布(窓の有無等)を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度(風車の影がかかる可能性及びその時間等)に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要



パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日

令和7年4月1日

※一部の規定は
公布日等施行

背景

- 二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- 増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

JCMプロジェクトの例



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）

地域共生型再エネの例



水上太陽光発電（埼玉県所沢市）



廃棄物発電（ベトナム）



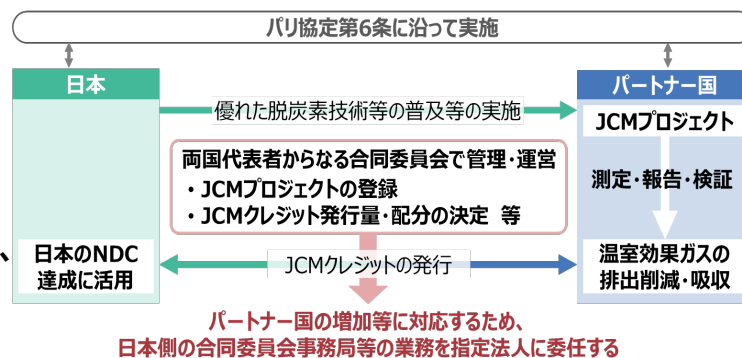
バイオガスプラント（北海道士幌町）

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。（2024年2月時点）

主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
- 許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。

※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- 原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- 排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）

立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。

規制改革実施計画FU（令和5年6月規制改革推進会議）

○これまでの実施状況（令和5年3月31日時点）

立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な環境アセスメント制度の在り方について、令和4年度に関係省庁とともに検討を行い、新たな環境影響評価制度の方向性を取りまとめた。

○今後の予定（令和5年3月31日時点）

令和4年度に取りまとめた方向性に基づき、検討すべきとされた論点を踏まえ、令和5年度は具体的な制度の詳細について検討を進める。

第6次環境基本計画案（令和6年5月目途で閣議決定予定）

陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。